

## 「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」開催要綱

### 1. 趣旨

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、平成20年度より、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業（子どもの心の診療拠点病院機構推進事業）を実施するとともに、中央拠点病院を整備し、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援を行うこととしている。

そこで、当該事業を効果的に実施するため、雇用均等・児童家庭局母子保健課長が学識経験者・実務者等に参集を求め、中央拠点病院が実施する事業及び都道府県が実施する子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する助言、評価を目的として、有識者会議を開催する。

### 2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 会議に座長を置く。

### 3. 検討項目

- (1) 子どもの心の診療中央拠点病院が実施する事業に対する助言、評価
- (2) 都道府県が実施する子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する助言、評価

### 4. 運営

- (1) 会議は原則公開とする。
- (2) 会議の庶務は、雇用均等・児童家庭局母子保健課において行う。

### 5. その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が母子保健課長と協議の上定める。

## 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（抄）

### 第2 事業内容

#### 1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

##### (1) 事業目的

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図る。

なお、本事業は、子どもの心の診療拠点病院としての施設及び設備基準、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等との連携体制等について検討するため、試行的に実施するものである。

##### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

##### (3) 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとし、3年を限度に補助するものとする。

##### ① 子どもの心の診療支援（連携）事業

ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援

イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援

ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣

エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

##### ② 子どもの心の診療関係者研修事業

ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施

イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催

##### ③ 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

##### (4) その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。